

新潟県林業・木材産業改善資金事務取扱要領

第1章 総則

第1 趣旨

林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）に基づく林業・木材産業改善資金（以下「本資金」という。）の取扱いについては、新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年新潟県規則第94号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 貸付条件

1 借受資格者

(1) 林業従事者等

ア 林業従事者たる個人

イ 木材産業に属する事業を営むもの（資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が100人（木材製造業を営む者にあつては、300人）以下の会社若しくは個人に限る。）

ウ ア又はイに掲げるものの組織する団体

エ 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの（会社にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が300人以下のものに限る。）

(2) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「暫定法」という。）第3条第1項の林業経営改善計画を作成し、認定を受けたもの

(3) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「労確法」という。）第5条第1項の労働環境の改善等の措置の計画を作成し、認定を受けた事業主

(4) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第4条第1項の農商工等連携事業計画を作成し、認定を受けた林業従事者等若しくは中小企業者（中小企業者は同計画に従って同法第4条第2項第2号ロに掲げる措置を実施する場合に限る。）

(5) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）第4条第1項の生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた林業者若しくは木材製造業者等（同計画に従って同法第2条第3項第2号イに掲げる措置を実施する場合に限る。）

(6) 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第17条第1項の木材製造高度化計画を作成し、認定を受けた木材製造業者

(7) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）第5条第1項の総合化事

業計画を作成し、認定を受けた林業従事者等若しくは促進事業者（促進事業者は同計画に従って同条第4項第2号に掲げる措置を実施する場合に限る。）

- (8) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「間伐等特措法」という。）第9条第1項の特定増殖事業計画を作成し、認定を受けた増殖事業者
- (9) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第19条第1項の環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者、又は同法第21条第1項の特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者
- (10) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者は、上記(1)～(9)の規定にかかわらず、借受者たる資格を有しない。

2 資金の種類等

- (1) 本資金の種類は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
 - イ 造林に必要な資金
 - ウ 立木の取得に必要な資金
 - エ 立木を伐採し、又は木材の搬出を行うのに必要な資金
 - オ 森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
 - カ 林業機械、林産物の加工に用いられる機械その他の林業経営又は木材産業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
 - キ 森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料を支払うのに必要な資金
 - ク 能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
 - ケ 林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるのに必要な資金
 - コ 林業経営若しくは木材産業経営の改善に必要な調査又は通信及び情報処理機材の取得に必要な資金
 - サ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
 - シ 前各号に掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費、機械又は施設の修理費又は検査費等に充てるのに必要な資金
- (2) 本資金での貸付対象施設等は、次に掲げるとおりであるので留意すること。
 - ア 林業・木材産業改善措置の目的が、林業労働に係る労働災害の防止又は林業労働に従事する者の確保を行う場合で、林業労働に係る安全衛生施設又は林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入するのに必要な資金は、(1)のアの資金のみが対象となるものであること。

イ (1)のウの資金は、立木の取得そのものが林業・木材産業改善措置として実施される場合の立木の取得に必要な資金であり、高能率の林業機械や加工機械の導入に伴い必要となる立木の取得費用のようなものは含まれないものであること。

ウ (1)のシの資金は、林業・木材産業改善措置の導入に係る初度的経費に充てるのに必要なものに限られるものであること。

エ 本資金の貸付け対象には、土地及び建物（林業労働に係る労働災害の防止又は林業労働に従事する者の確保を目的として導入する休憩施設、きのこの栽培舎その他林業・木材産業改善措置の実施に必要不可欠なものを除く。）の取得費用は含まれないものであること。

3 貸付限度額等

- (1) 本資金の貸付金の一林業従事者等ごとの限度額は、個人にあつては1,500万円、会社にあつては3,000万円、会社以外の団体にあつては5,000万円（木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合にあつては、それぞれ1億円）とする。ただし、林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）第1条ただし書の規定により知事が農林水産大臣に協議したときは、当該協議をして定めた額とする。
- (2) 本資金の貸付金の額は千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。

4 償還方法

- (1) 償還の方法は均等年賦支払の方法によるものとする。
- (2) 均等年賦償還額の算出に当たって千円未満の端数が生じた場合は、初回の償還額（据置期間終了後の初回の償還額）に加算するものとする。
- (3) 償還期日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日（以下「休日等」という。）に当たる場合は、当該償還期日は当該休日等以後の最初の休日等でない日まで延長されるものとする。

5 償還期間等

本資金の貸付金の償還期間は、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる資金の償還期間は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 暫定法第9条に規定する資金 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）
- (2) 労確法第7条に規定する資金 15年以内（3年以内の据置期間を含む。）
- (3) 農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金 12年以内（5年以内の据置期間を含む。）
- (4) 農林漁業バイオ燃料法第9条に規定する資金 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）
- (5) 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第19条に規定する資金 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）
- (6) 6次産業化法第10条第2項に規定する資金 12年以内（5年以内の据置期間を含む。）
- (7) 間伐等特措法第11条第1項に規定する資金 12年以内（5年以内の据置期間を含む。）
- (8) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条の6第1項に規定する資金 12年以内（5年以内の据置期間を含む。）
- (9) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第15条に規定する資金 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）
- (10) みどりの食料システム法第24条第2項に規定する資金 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）
- (11) 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の

事故による災害も含む。以下同じ。)により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者で、原子力災害(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による影響を受けているものについては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号)に基づき東日本大震災の後令和9年3月31日までに県の貸し付ける林業・木材産業改善資金の償還期間は、13年以内(6年以内の据置期間を含む。)とする。ただし、上記(1)~(6)の場合にあっては、償還期間及び据置期間を、(9)又は(10)の場合にあっては、据置期間をそれぞれ3年延長して適用するものとする。

(12) 森林経営管理法(平成30年法律第35号)第37条第2項の規定に基づき経営管理実施権の設定を受けた民間事業者については、同法附則第2条の規定に基づき、(1)に掲げる資金にあっては、償還期間を3年延長して適用するものとする。

第3 規制事項

1 貸付金の管理等

- (1) 本資金の使用にあたっては用途及び金額を明確にし、目的外に使用してはならない。
- (2) 借受主体が団体の場合にあっては、その構成員に本資金を転貸してはならない。
- (3) 事業費の支払いは原則として口座振替払いにより行うものとする。

なお、自己資金による支払いがあるときは、本資金の交付後速やかに当該預貯金口座に自己資金相当分を振り込み、貸付金と併せて口座振替払いにより支払うものとする。

2 事業の着工

- (1) 事業の着工は、貸付決定通知又は内定通知を受けてから行うこと。
- (2) 事業の着工の日とは、実際に工事等を行った日(機械等の据付や搬入した日)とする。

3 事業の実施時期等

- (1) 事業の実施にあたっては、貸付決定後速やかに着手し、貸付金の交付後3か月以内に事業を完了(研修等資金を除く。)させること。
- (2) 交付を受けた貸付金は、特別の理由がある場合を除き、事業実施後速やかに使用すること。
- (3) 災害等やむを得ない事情により、所定の期間内に事業を完了することが困難な場合は、あらかじめ第15の1又は第26の1により事業計画変更の承認を受けなければならない。
- (4) 事業の完了の日とは、請負工事の完了引渡し後又は購入した機械等の納品後、事業費をすべて支払った日とする。

4 導入施設等の管理

本資金で改良、造成、復旧又は取得した施設等(土地を含む。)は、知事又は融資機関の承諾なしに他に譲渡又は担保に供し、あるいはその現状を変更する等の処分をしてはならない。

5 補助事業との関連

- (1) 本資金は、国又は県の補助事業の補助残融資として使用してはならない。
- (2) 本資金を借り入れて行った事業が、国又は県の補助金の交付対象となったときは、借入金の

全額を繰上償還すること。

6 貸付形式

貸付形式は全て証書貸付とするが、貸付申請者の信用状況、保証人の保証能力、担保の額等から特に必要があると知事が認めた場合は公正証書によることができる。

第4 貸付資格の認定

法第8条に規定する貸付資格の認定は、規則第7条第1項に規定する貸付決定をもってこれを行う。

第5 事務の委託

- 1 規則第15条の規定に基づき委託を受けた新潟県森林組合連合会（以下「県森連」という。）は、自己の責任において、その事務の一部を森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第1号の事業を行う森林組合に再委託することができる。
- 2 知事は、本資金の貸付事業に係る事務の一部を委託する場合は、当該事務委託の相手方との間で委託契約を締結するものとする。

第2章 県からの貸付け（直貸方式）における事務取扱

第6 貸付申請手続等

規則第3条の規定による貸付けの手続は、次のとおりとする。

なお、申請に当たっては、地域において林業・木材産業改善措置が適期に実施されるよう十分留意するものとする。

1 貸付申請書等

本資金の貸付けを受けようとするもの（以下「借受希望者」という。）は、貸付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して申請しなければならない。

なお、やむを得ない事情により、事業の着工を貸付決定前に行おうとする場合は、貸付申請書の提出と同時に事前着工理由書（様式第5号）を提出するものとする。

- (1) 法第7条第1項に規定する林業・木材産業改善措置に関する計画書（様式第2号）
- (2) 直近3か年の青色申告書や損益計算書等収支実績が明らかになる資料
- (3) 貸付対象となる事業費の見積書（関係図面を含む。）
- (4) 施設を導入する場合は、設計図、仕様書、工事費内訳明細書、建築確認書の写しその他当該施設が法令に適合していることを確認できる書類
- (5) 機械を導入する場合は、当該機械のカタログ
- (6) 立木を取得する場合は、貸付申請者と木材製造業者との間で締結された木材の供給に関する取決書の写し
- (7) 施業委託による請負の場合は、事業費明細書
- (8) 研修を受ける場合は、研修教育計画
- (9) 新たな林業部門又は木材産業部門の経営の開始の場合は、当該経営に係る原料の調達先を証する資料、販売計画、収支計画、資金計画及び事業計画
- (10) 林産物の新たな生産方式の導入を行おうとする場合は、当該生産方式により生産性の向上、品質の向上等が図られることを証する書類、収支計画、資金計画及び事業計画
- (11) 林産物の新たな販売方式の導入を行おうとする場合は、当該販売方式の導入により得られると想定される効果を記載した書面、収支計画、資金計画及び事業計画
- (12) 林業労働に係る安全衛生施設の導入を行おうとする場合は、当該施設の導入によって得られる効果を記載した書類
- (13) 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入を行おうとする場合は、当該施設の導入によって得られる効果を記載した書類
- (14) その他林業・木材産業改善措置に関する計画の裏付けに必要な資料
- (15) その他の添付資料

ア 法人又は団体申請の場合

- (ア) 定款、規約、規程、構成員（受益者）名簿、役割分担図等
- (イ) 借入に関する総会又は役員会において事業計画を審議承認した議事録抄本
- (ウ) 役員会において事業計画を審議承認した議事録抄本
- (エ) 市町村、財産区、地方公共団体の一部事務組合にあっては、貸付申請年度の予算書の地方債に関する定め等の写しに議決年月日を記入し、議長の奥書証明をしたもの（補正予算で計上する場合は、市町村長の確約書）

イ 共同申請の場合

(ア) 資金受領行為者に対する委任状（様式第3号）

(イ) 個人別内訳表（様式第4号）

ウ 連帯保証人関係

(ア) 連帯保証人資産・負債状況調書（様式第32号）

(イ) 連帯保証人の市町村発行の所得証明書

(ウ) （不動産を所有している場合）連帯保証人の市町村固定資産評価証明書（物件毎の評価額のあるもの）

(エ) 不動産登記簿謄本

エ その他知事が必要と認めたもの

2 申請方法

申請の方法は、借受希望者の事業実施形態及びその意向により次の3種類のなかから選択決定するものとする。

(1) 個人申請

個人又は法人が事業主体となり申請する方法

(2) 共同申請

個人又は法人が事業主体であって、2人以上の者が協議のうえ共同して申請する方法

(3) 団体申請

県森連、森林組合、その他の団体が事業主体となり申請する方法

3 貸付申請書等の提出期日及び貸付金の貸付決定日

貸付申請書等の提出期日及び貸付金の貸付決定期日は原則として次のとおりとする。

貸付申請書等提出期日	貸付金の貸付決定期日
5月1日	5月31日
7月1日	7月31日
9月1日	9月30日
11月1日	11月30日
2月1日	2月28日

4 貸付申請書等の提出

(1) 借受希望者は、1の申請書等3部を当該借受希望者の住所地を所管する地域振興局長に提出すること。

なお、借受希望者が希望する場合は、事務委託機関又は事務再委託機関を経由して提出することができる。この場合、事務委託機関又は事務再委託機関は、速やかに当該申請書等を地域振興局長に提出しなければならない。

(2) 地域振興局長は、(1)の申請書等を受理したときは、次により取り扱うこと。

ア 第7に基づく審査を行う。

イ 借受希望者から事前着工理由書が提出されたときは、次によるものとする。

(ア) 審査の結果、貸付決定前の事業着工がやむを得ないと認められる場合は、あらかじめ内定通知に係る協議書（様式第6号）により経営普及課と協議する。

(イ) (ア)の協議終了後、借受希望者に内定通知書（様式第7号）を送付する。

ウ 審査に当たっては、原則として新潟県林業関係金融推進協議会を開催し、関係機関の意見を求めることとする。

エ (1)の申請書等は、1部控えをとり、貸付けの適否に関する意見書及び参考となるべき資料を添えて、2部を林政課に送付する。

(3) 林政課は、(2)のエの申請書等を受理したときは、1部控えをとり、正本を経営普及課へ送付するものとする。

第7 地域振興局長による審査等

地域振興局長は、貸付申請書等の審査においては特に次の点に留意するものとする。

1 林業・木材産業改善措置の内容が次の各号に掲げる措置のいずれかに該当し、かつ、借受希望者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）が申請に係る本資金をもって林業・木材産業改善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められるものであること。

(1) 新たな林業部門の経営の開始（従来行っていなかった林業部門の事業へ進出することをいい、林業を行っていなかった者が新たに林業の経営を開始することを含む。）

(2) 新たな木材産業部門の経営の開始（従来行っていなかった木材産業部門の事業へ進出することをいい、木材産業を行っていなかった者が新たに木材産業の経営を開始することを含む。）

(3) 林産物の新たな生産方式の導入（先駆的な技術で生産性の向上、品質の向上等に資するものを導入することをいう。）

(4) 林産物の新たな販売方式の導入（従来の技術・経営ノウハウでは対応できない新しい販売の方式を導入することをいう。）

(5) 林業労働に係る安全衛生施設の導入（林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる機械・施設を導入することをいう。）

(6) 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入（林業労働に従事する者を確保するために普及を図る必要があると認められる保健施設等を導入することをいう。）

2 本資金の貸付が、効率的かつ安定的な林業経営の育成と木材産業の構造改革の推進に資するものとなるよう、当該事業が「新潟県林業・木材産業循環成長対策事業構想」の内容等に即したものであること。

3 貸付申請書等の記載内容及び事業計画が適正であること。

(1) 申請様式が所定のものであり、金額等に誤りはないか。

(2) 申請書記載内容は貸付条件と適合しているか。

(3) 償還期間及び据置期間の設定は適当か。

(4) 借受希望者は、近代的な林業・木材産業の担い手となりうる資質と意欲を十分備えているか。

(5) 借受形態は適当か。

(6) 補助残融資及び他資金との重複貸付はないか。

(7) 貸付時期及び事業実施時期・期間は適当か。

(8) 連帯保証人の数及び資産・信用状況は十分か。

(9) 貸付金の償還見通しはどうか。

- (10) 当該事業を実施することが技術的かつ経営の見地から適当かどうか。
- (11) 資金導入後は事業運営が適正かつ円滑に行われるか。
- (12) 関係機関の意見と指導上の相違はないか。特に償還見通し、経営、技術上の意見を点検する。

第8 連帯保証人

規則第5条の規定による連帯保証人は、次のとおり選定するものとする。

1 連帯保証人の人数等

- (1) 借入額が100万円未満の場合は1人以上とする。
 - (2) 借入額が100万円以上1,000万円未満の場合は2人以上とする。
 - (3) 借入額が1,000万円以上の場合は3人以上とする。
 - (4) 農林公社、公有林経営市町村（造林事業を行う市町村、財産区又は地方公共団体の一部事務組合）は連帯保証人を立てることを要しない。
- ### 2 申請者が法人等の場合は、代表者を連帯保証人の1人とする。
- ### 3 連帯保証人を複数とする場合は、法人の場合は代表者、個人の場合は借受希望者と生計を一にする者以外の者とする。
- ### 4 連帯保証人は実質的に保証能力のある者でなければならず、原則として連帯保証人の保証能力（連帯保証人資産・負債状況調書（様式第32号）の保証能力の欄に掲げる金額を言う。）が貸付申請額以上である者とする。
- ### 5 連帯保証人は、借受希望者と同一市町村内に住所を有する者とする。ただし、やむを得ないと認められる場合には県内に住所を有する者とする。
- ### 6 共同申請の場合は、代表者が申請者となり、共同して事業を行う者全員を連帯債務者とする。
- ### 7 団体申請のうち、森林組合が借り受けて、その組合員たる森林所有者から施業の委託を受けて作業を行う場合にあつては、受益者（受託者）の代表者1人以上と当該組合の理事1人以上を連帯保証人としなければならない。
- ### 8 借受希望者が借用証書提出日において未成年である場合は法定代理人を連帯債務者とし、別に借入額に応じて連帯保証人を立てなければならない。
- ### 9 借受希望者同士が相互に保証人となることは、原則できないものとする。ただし、団体申請の場合における団体と当該団体の構成員の場合はこの限りではない。
- ### 10 第15の2の規定により本資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）及び連帯保証人の変更承認を受けた場合は、債務承認書（様式第8号）及び連帯保証債務承認書（様式第9号）を知事に提出するものとする。

第9 担保

- 1 規則第6条の規定により知事が担保の提供を求めたときは、借受希望者は知事が指定する物件を担保として知事に提供しなければならない。
- 2 担保提供者は、知事の指示に従い、抵当権設定登記等必要な手続を行わなければならない。

第10 貸付決定及び貸付不承認の通知

1 貸付決定の通知

- (1) 知事は、第6の4の(3)の申請書等を受理したときは、地域振興局長の意見及び資料等を参考にして、速やかに貸付けの可否を決定するものとする。

(2) 知事は、貸付決定をしたときは、貸付決定通知書（様式第 10 号）及び貸付決定一覧表（様式第 11 号）を作成し、次のとおり借受希望者及び関係機関に通知する。

ア 貸付決定通知書を事務委託機関に、貸付決定一覧表を地域振興局長及び事務委託機関に送付する。

イ 貸付決定通知書を受け取った事務委託機関は、送金通知書（領収書）（様式第 12 号）を作成し、貸付決定通知書に同封して借受希望者に送付するものとする。

なお、借受希望者の住所地を区域とする事務再委託機関がある場合には、事務委託機関は当該事務再委託機関を経由して送付するものとする。

2 貸付不承認の通知

知事は、貸付けを行わないと決定したときは、貸付不承認通知書及び貸付不承認一覧表を作成し、1 の(2)に準じて借受希望者及び関係機関に通知する。

第 11 借用証書の作成及び提出

1 借受希望者は、第 10 の 1 の(2)の通知を受けたときは、直ちに借用証書（様式第 13 号）2 部を作成し、知事が指定する日までに正本 1 部を事務委託機関又は事務再委託機関に提出するものとする。

事務再委託機関は、1 の借用証書を受理したときは、直ちに事務委託機関に送付するものとする。

(1) 借用証書には、金銭消費貸借に関する証書として印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号）第 8 条の規定による印紙を貼付し消印すること。

(2) 借用証書には、必ず借受希望者及び連帯保証人全員の印鑑証明書（発行後 3 か月以内のもの）を添付すること。

なお、団体借入であって当該団体が法人でない場合は、団体の印及び代表者の個人印を押印し、代表者の印鑑証明書を添付すること。

2 借用証書には、以下の書類を添付するものとする。

(1) 保証契約締結日の前 1 か月以内に作成された公正証書で、保証人になろうとするものが保証債務を履行する意思を表示した公正証書正本の写し又は謄本

ただし、連帯保証人になろうとする者が次に掲げる者である場合は、公正証書の添付は要しない。（本項の規定は民法第 465 条の 6 及び 9 に準ずる。）

ア 借受希望者が法人である場合の理事、取締役、執行役又はこれに準ずる者

イ 借受希望者が法人である場合の総株主の議決権の過半数を有する者又はこれに準ずる者

ウ 借受希望者が個人である場合の共同事業者又は借受希望者が行う事業に現に従事している借受希望者の配偶者

(2) 借受希望者が連帯保証人になろうとする者に対して真実かつ正確に、財産及び収支の状況ほか、民法第 465 条の 10 第 1 項に掲げる情報を提供したことを確認した確認書（様式第 31 号）

3 事務委託機関は、1 の借用証書等を受理したときは、これを取りまとめ、知事に提出するものとする。

第 12 貸付決定の取消

- 1 知事は、次に該当する場合は、貸付決定を取り消すものとする。
 - (1) 借受希望者が、正当な理由なく、通知を受けた日から 30 日以内に借用証書を提出しないとき。
 - (2) 借受希望者が本資金の借入を辞退したとき。
- 2 知事は、1により貸付決定を取り消したときは、第 10 の 1 の(2)に準じて借受希望者及び関係機関に通知する。

第 13 資金の交付

- 1 借受希望者は、県の指定する金融機関に預貯金口座を設定するとともに、事務委託機関又は事務再委託機関に報告すること。
- 2 知事は、貸付金を別に定める交付日までに事務委託機関の専用普通預金口座に振替送金する。
- 3 事務委託機関は、2の貸付金の送金を受けたときは、直ちに事務再委託機関の専用預貯金口座又は借受希望者の預貯金口座に口座振替により入金すること。
- 4 事務再委託機関は、3の貸付金の送金を受けたときは、直ちに借受希望者の預貯金口座に口座振替により入金すること。
- 5 借受希望者は、貸付金の預貯金口座への入金を確認したときは、直ちに送金通知書（領収書）に領収年月日（借受希望者名義の預貯金口座に貸付金が振り込まれた日）、住所及び氏名を記入のうえ押印し、事務委託機関又は事務再委託機関に提出すること。
- 6 事務再委託機関は、5の領収書の提出を受けたときは、これを取りまとめ、直ちに事務委託機関に送付すること。
- 7 事務委託機関は、借受者又は6により事務再委託機関から提出された領収書を取りまとめ、支払事務終了後 1 週間以内に資金精算書に添えて知事に提出するものとする。

第 14 事業実施報告書の提出及び確認

- 1 借受者は、貸付決定後速やかに事業に着手し、事業完了後 30 日以内に、事業実施報告書（様式第 14 号）2 部を作成し、証拠書類（見積書、納品書、契約書、請求書、領収書、対象事業費の支払状況の確認できる通帳等）の写しをそれぞれに添付し、事務委託機関又は事務再委託機関に提出すること。
- 2 借受者は、償還が完了するまでは証拠書類を保管しておくこと。
- 3 事務委託機関又は事務再委託機関は、1の報告書等の提出があったときは、その内容を審査・確認し、直ちに地域振興局長へ提出すること。
- 4 地域振興局長は、3の報告書等の提出を受けたときは、次の事項を審査・確認し、1部を知事に提出する。
 - (1) 事業実施報告書記載事項についての審査（見積書、納品書、契約書、請求書、領収書、対象事業費の支払状況を確認できる通帳等の写し等を含む）
 - (2) 現地での事業実施状況の確認

第 15 事業計画及び貸付条件の変更等

1 事業計画の変更

借受者は、貸付決定後事業が完了するまでの間に、次の事業計画の変更を行おうとする場合は、規則第 12 条の規定により事業計画変更承認申請書（様式第 15 号）を作成し、知事の承認を受け

なければならない。

- (1) 施行時期の変更（貸付申請書等に記載し承認された事業完了時期が延長し、貸付後3か月を超える場合）
- (2) 貸付対象施設、機械、資材等の内容（規模、構造、能力、型式及び数量等）の変更
- (3) 林業・木材産業改善措置の変更
- (4) 事業費の変更
- (5) 共同借入の場合における個人別受益量の30%以上の変更
- (6) その他貸付申請書記載内容の変更

2 貸付条件の変更

- (1) 借受者は、償還期間中に借受者及び連帯保証人を変更する必要があるときは、貸付条件変更承認申請書（様式第16号）を作成し、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 借受者（借受者が死亡した場合は、その法定相続人）は、償還期間中に次の事項が生じたときは、速やかに知事に報告し指示を受けること。
 - ア 借受者の住所、氏名等の異動
 - イ 借受者又は連帯保証人の死亡、解散、共同借入の場合の受益者の変更その他これに準ずる事実
 - ウ 連帯保証人の資産又は事業の状況の著しい変動（そのおそれがある場合を含む）

3 借受者は、償還期間中において、導入した施設や機械等の保全を行わなければならないものとし、次により取り扱うものとする。

- (1) 借受者は、事業を中止又は廃止若しくは本資金で改良、造成、復旧又は取得した施設等（土地を含む。）を他に譲渡、転用、交換、貸与、運営委託しようとするとき又は公用収用される場合は、知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 借受者は、やむを得ない理由により、償還期間中に導入した施設や機械等の改造や交換等を行い、当初の目的に沿った事業を継続しようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 借受者は、1から3に係る承認申請又は報告を行おうとする場合は、それぞれ所定の申請書又は報告書を作成し、事務委託機関又は事務再委託機関に提出すること。

5 事務委託機関又は事務再委託機関は、4の申請書又は報告書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに地域振興局長に提出すること。

6 地域振興局長は、5の申請書又は報告書を受理したときは、その内容を審査し、意見及び参考となる資料を添えて知事に提出する。

7 知事は、6の申請書を受理したときは、申請内容等を審査のうえ承認するか否かを決定し、承認した場合は承認通知書を作成し、承認しない場合は不承認通知書を作成し借受者及び関係機関に通知する。

また、6の報告書を受理したときは、その内容等を審査し、必要な指示を行う。

第16 償還の方法及び手続

1 償還の方法

償還の方法は、約定償還、繰上償還及び期限前償還の3種類とする。

- (1) 約定償還

約定償還（借用証書に定める償還方法により償還することをいう。以下同じ。）は第2の4のとおりとする。

また、償還期日は、5月30日、7月31日、9月30日、11月30日、2月28日のうちから選ぶものとし、第1年目の償還期日は貸付決定から1年を超えないものとする。

(2) 繰上償還

借受者は、自発的意志によって期限の利益を放棄し、約定償還日の到来前に貸付金の全部又は一部を償還することができる。

借受者は、繰上償還をしようとするときは、繰上償還届（様式第17号）を2部作成し、事務委託機関又は事務再委託機関に提出しなければならない。

事務委託機関又は事務再委託機関は、繰上償還届の提出があった場合は、1部を経営普及課へ、1部を地域振興局長へ提出するものとする。

なお、事務再委託機関が経営普及課へ繰上償還届を提出する場合にあっては、事務委託機関を経由するものとする。

(3) 期限前償還

知事は、次の理由のいずれかに該当する借受者に対し、一方的請求により借受者の有する期限の利益を剥奪し、約定償還日の到来前に貸付金の全部又は一部について返還を請求することができる。また、借受者が期限の利益を喪失したときは、知事は連帯保証人（法人である場合を除く。）に対し、その利益の喪失を知ったときから2か月以内に、その旨を通知しなければならない。

ア 貸付金をその目的以外に使用した場合

イ 償還金の支払いを怠った場合

ウ 正当な理由なく貸付金受領後3か月以上（3か月以内に事業を完了することが困難な場合（研修等資金）にあっては、貸付申請書等に記載され認められた期間以上）これを使用しない場合

エ 資金の借入に際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、虚偽の申請又は報告等をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠った場合

オ 事業を中止又は廃止、若しくは本資金で改良、造成、復旧又は取得した施設等（土地を含む。）が他に譲渡、転用、交換、貸与、運営委託又は公用収用された場合

カ 知事の承認を得ずに事業計画を変更して事業を実施した場合

キ 貸付金を補助残融資として使用した場合又は既実施事業に資金を利用した場合

ク 資材価格が計画を下回るか又は実施事業量が計画よりも減少したことによって実施事業費が減少し貸付金に余剰が出た場合、若しくは他の資金等に切り替えた場合

ケ 団体の解散等により借受主体そのものが消滅した場合

コ 借用証書の別記特約条項又はこれらに基づく義務の履行を怠った場合

サ 知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合

シ 以上のほか知事が本制度の趣旨に反する事実があると認めた場合

※上記のほか、借受者が破産手続開始の決定を受けたとき等、民法第137条に定める、期限の利益の喪失事由に該当する場合においても、知事はその事由を知った時から2か月以内に連帯保証人にその旨を通知しなければならない。

2 償還の手続

(1) 知事は、当該貸付金の約定償還については償還日の20日前までに、繰上償還及び期限前償還についてはその都度、納入通知書（財務規則第49号様式）及び償還金（違約金）通知書2部を事務委託機関へ送付するものとする。

なお、繰上償還額又は期限前償還額が貸付残額の一部である場合の取扱いは次のとおりとする。

ア 繰上償還又は期限前償還があった場合は翌年度以降の償還額に充当し、当年度における約定償還額は当初の約定額と変わらないものとする。

イ 翌年度以降の償還額は、翌年度以降の償還額の累計額から繰上償還額又は期限前償還額を差し引いて翌年度以降の償還回数で除したものとする。

なお、この際に千円未満の端数が生じた場合は、翌年度の償還額に加えるものとする。

(2) 事務委託機関は、直接借受者に納入通知書を送付するとともに、借受者の住所を区域とする事務再委託機関がある場合は当該事務再委託機関に償還金（違約金）通知書を送付するものとする。

(3) 事務委託機関は、借受者から償還金等の納入があったとき（金融機関から領収済連絡票、収納済通知書、領収済通知書及び納付書の送付を受けたとき）は、金融機関から送付された収納済通知書、領収済通知書及び納付書に事務委託機関の領収印（専用普通預金口座に入金された日を領収日とすること。）を押印するものとする。

(4) 事務委託機関は、受託現金払込書（財務規則第70号様式）を作成し、収納済通知書、領収済通知書、納付書、受託収納報告書を添えて、即日、新潟県指定金融機関に払い込むものとする。

(5) 知事は、償還が完了した借受者に対して、借用証書を返還する。

3 償還金の支払猶予

規則第10条に定める償還金の支払猶予については、次によることとする。

(1) 支払猶予の該当要件

支払猶予は、次に掲げる理由により償還が著しく困難であると認められる場合に限り行うものとする。

ア 天災（暴風雨、豪雨、地震、降雪、低温、降霜、降ひょう、高潮等）

イ 火災

ウ 盗難

エ 借受者（共同借入の場合は各々の借受者、団体借入の場合は構成員（受益者））又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷

(2) 支払猶予の申請

ア 借受者は、支払猶予の該当要件に合致し償還金の全部又は一部について支払猶予を希望するときは、支払猶予申請書（様式第18号）に次の書類を添付し、原則として約定償還日の40日前までに経営普及課に到達するよう、事務委託機関又は事務再委託機関に提出すること。

(ア) 火災又は盗難の場合にあつては、消防署長又は警察署長の証明書

(イ) 死亡、疾病又は負傷の場合にあつては、医師の診断書

(ウ) 上記以外の場合にあつては、市町村の証明書

イ 事務委託機関又は事務再委託機関は、アの申請書等を受理したときは、その内容を審査し、速やかに地域振興局長に提出すること。

ウ 地域振興局長は、イの申請書等を受理したときは、その内容を審査し、意見及び参考となる資料を添えて知事に提出する。

(3) 支払猶予の決定等

ア 知事は、(2)のウの申請書等を受理したときは、申請内容等を審査のうえ支払猶予の可否を決定する。

なお、猶予すべき理由が発生した日前に償還期日が到来した償還金で延滞中のものについては猶予しないものとする。

イ 知事は、支払猶予の可否を決定したときは、支払猶予承認通知書又は支払猶予不承認通知書を作成し借受者及び関係機関に通知する。

(4) 支払猶予期間

猶予すべき理由が発生した日以降に償還期日の到来するその年度の全部又は一部の償還金につき、原則として1年以内の期間を猶予するものとする。

(5) 支払猶予額

猶予する額は、償還が困難と認められる最小限度の額とする。

共同で借り受けた場合は、借受者個々の実情によって判断するものとする。

(6) 借受者は、支払猶予承認通知を受けた場合は、借用証書変更証書（様式第19号）を知事に提出するものとする。

4 貸付金の履行状況に関する県の情報提供義務

(1) 連帯保証人は、知事に対して、貸付金債務の元本及び違約金その他貸付金債務に従たる全てのものについて、以下の情報を請求できる。（本項の規定は民法第458条の2に準ずる。）

ア 不履行の有無（償還を怠っているかどうか）

イ 残額

ウ 償還期日が到来しているものの額

(2) 知事は、(1)の請求があった場合、遅滞なく(1)ア～ウについての情報を連帯保証人に提供しなければならない。

第17 事務委託機関及び事務再委託機関における資金の管理保全について

1 事務委託機関における資金等の管理保全

事務委託機関は、事務再委託機関に対し常に適切な指導を行うとともに、県と密接な連絡を取り、本制度の円滑な運用を図るよう留意するものとする。

2 事務再委託機関における資金等の管理保全

事務再委託機関は、本制度の円滑な運営を図るため地域振興局長と密接な連絡を図り、委託契約に基づき常に善良なる管理者の注意をもって借受者に対する指導及び貸付金の管理保全に留意するものとする。

3 滞留利息の納入

(1) 事務委託機関及び事務再委託機関は、善良な管理者としての注意義務のもとで送金手続上やむを得ない事由により滞留利息が発生（毎年2月、8月）した場合は、滞留利息計算書（残高証明書添付）を作成し、事務委託機関が取りまとめ知事が指定する期日までに報告するものとする。

(2) 知事は、報告に基づき、納入通知書を事務委託機関又は事務再委託機関に送付するものとする。

- (3) 納入通知書の送付を受けた事務委託機関又は事務再委託機関は、納付期限までに知事の指定する金融機関に納入するものとする。

第3章 融資機関からの貸付け（転貸方式）における事務取扱

第18 貸付申請手続等

規則第4条の規定による貸付けの手続は、次のとおりとする。

なお、申請に当たっては、地域において林業・木材産業改善措置が適期に実施されるよう十分留意するものとする。

1 借受希望者から融資機関への貸付申請

(1) 貸付申請書及び添付書類

借受希望者は、借入申込書（様式第20号）に次の書類を添付して申請しなければならない。

なお、やむを得ない事情により、事業の着工を貸付決定前に行おうとする場合は、貸付申請書の提出と同時に事前着工理由書（様式第5号）を提出するものとする。

ア 第6の1の(1)から(14)、(15)のアからウに規定するもの

イ その他融資機関が必要と認めたもの

(2) 申請方法

申請の方法は、第6の2に準じ、借受希望者の事業実施形態及びその意向により、個人申請、共同申請及び団体申請のなかから選択決定するものとする。

2 県貸付金の貸付申請

(1) 県貸付金の貸付条件

県貸付金の利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日に係る貸付条件については、融資機関が県貸付金を原資として借受希望者に貸し付ける本資金の貸付条件とそれぞれ同一条件とする。

(2) 貸付申請書及び添付資料等

融資機関は、1の申請書等を受理したときは、その内容を審査し、貸付適当と認めたときは、県貸付金貸付申請書（様式第21号）及び次の添付資料を地域振興局長へ3部提出するものとする。

ア 1の(1)の写し

イ その他知事が必要と認めたもの

また、借受希望者から事前着工理由書が提出され、貸付決定前着工がやむを得ないと判断される場合は、内定通知に係る協議書（様式第22号）に事前着工理由書を添付し、県貸付金貸付申請書と併せて提出するものとし、3の(1)のイの(イ)の通知を受けた後、借受希望者に内定通知書を送付するものとする。

(3) 貸付申請書等の提出期日及び貸付金の貸付決定日

(2)の申請書等の提出期日及び貸付金の貸付決定期日は第6の3と同一とする。

3 申請書の経由等

(1) 地域振興局長は、2の(2)の申請書等を受理したときは、次により取り扱うこと。

ア 第19に基づく審査を行う。

イ 融資機関から内定通知に係る協議書が提出されたときは、次によるものとする。

(ア) 審査の結果、貸付決定前の事業着工がやむを得ないと認められる場合は、あらかじめ内定通知に係る協議書（様式第6号）により経営普及課と協議する。

(イ) (ア)の協議終了後、融資機関に内定通知書（様式第7号）を送付する。

ウ 審査に当たっては、原則として新潟県林業関係金融推進協議会を開催し、関係機関の意見を求めることとする。

エ 2の(2)の申請書等は、1部控えをとり、貸付けの適否に関する意見書及び参考となるべき資料を添えて、2部を林政課に送付する。

(2) 林政課は、(1)のエの申請書等を受理したときは、1部控えをとり、正本を経営普及課へ送付するものとする。

第19 地域振興局長による審査等

地域振興局長は、第18の3の(1)の申請書等の審査において貸付けの的確な事務処理を図るため、借受希望者から融資機関へ提出された貸付申請書等について、第7に準じて審査するものとする。

第20 連帯保証人等

融資機関は、本資金の貸付けに当たっては、借受希望者から連帯保証人若しくは担保を徴収し、又は借受希望者に独立行政法人農林漁業信用基金が行う債務保証保険の契約の締結を義務付けるなどにより貸付債権の保全に努めるものとする。

第21 貸付決定及び貸付不承認の通知

1 県貸付金の貸付決定等の通知

(1) 知事は、第18の3の(2)の申請書等を受理したときは、地域振興局長の意見及び資料等を参考にして、速やかに貸付けの可否を決定するものとする。

(2) 知事は、貸付決定をしたときは、県貸付金貸付決定通知書(様式第23号)及び貸付決定一覧表を作成し、融資機関、林政課及び地域振興局長に通知する。

(3) 知事は、貸付を行わないと決定したときは、県貸付金貸付不承認通知書及び貸付不承認一覧表を作成し、(2)の規定に準じて融資機関、林政課及び地域振興局長に通知する。

2 融資機関から借受希望者への貸付決定等の通知

(1) 貸付決定の通知

融資機関は、1の(2)の通知を受けたときは、速やかに借受希望者に対し、借受者貸付決定通知書(様式第24号)により通知するものとする。

なお、貸付決定の時期は、原則として県貸付金の貸付決定日と同一とする。

(2) 貸付不承認の通知

融資機関は、1の(3)の通知を受けたときは、速やかに借受希望者に対し、貸付不承認の通知をするものとする。

第22 貸付契約の締結

1 県貸付金に係る借用証書の作成及び提出

融資機関は、第21の1の(2)の通知を受けたときは、直ちに県貸付金借用証書(様式第25号)を作成し、知事に提出するものとする。

(1) 県貸付金借用証書には、金銭消費貸借に関する証書として印紙税法第8条の規定による印紙を貼付し消印すること。

2 融資機関と借受希望者との貸付契約の締結

- (1) 借受者借用証書（様式第 26 号）により行うものとする。
- (2) 融資機関は、借受希望者に対し当該借用証書の特約条項を厳守させるものとする。

第 23 貸付決定の取消

1 県貸付金に係る貸付決定の取消

- (1) 知事は、次に該当する場合は、貸付決定を取り消すものとする。
 - ア 融資機関が、正当な理由なく、通知を受けた日から 30 日以内に県貸付金借用証書を提出しないとき。
 - イ 融資機関が県貸付金の借入を辞退したとき。
- (2) 知事は、(1)により貸付決定を取り消したときは、融資機関、林政課及び地域振興局長に通知する。

2 融資機関による貸付決定の取消

- (1) 融資機関は、次に該当する場合は、貸付決定を取り消すものとする。
 - ア 借受希望者が、正当な理由なく、通知を受けた日から 30 日以内に借受者借用証書を提出しないとき。
 - イ 借受希望者が本資金の借入を辞退したとき。
- (2) 融資機関は、(1)により貸付決定を取り消したときは、借受希望者に対しその旨を通知するとともに、県貸付金の借入を辞退するものとする。

第 24 資金の交付

1 県貸付金の交付

知事は、県貸付金を別に定める交付日までに融資機関の預貯金口座に振替送金するものとする。

2 融資機関から借受希望者への貸付金の交付

融資機関は、1 の県貸付金の交付を受けた場合は、直ちに本資金の貸付けを行うものとする。
なお、資金交付日は、原則として県貸付金の交付日と同一とする。

第 25 事業実施報告書の提出及び確認

1 借受者から融資機関への事業実施報告書の提出及び確認

- (1) 借受者は、貸付決定後速やかに事業に着手し、事業完了後 30 日以内に、事業実施報告書を作成し、証拠書類（見積書、納品書、契約書、請求書、領収書、対象事業費の支払状況の確認できる通帳等）の写しを添付して融資機関に提出すること。
- (2) 借受者は、償還が完了するまでは証拠書類を保管しておくこと。
- (3) 融資機関は、(1)の報告書等の提出があったときは、その内容を審査するとともに、確認調査を実施すること。

なお、調査の実施に当たっては、原則として地域振興局長に協力・立ち会いを求めること。

- (4) 融資機関は、調査の結果、期限前償還を請求しようとする場合は、予め知事と協議すること。

2 県貸付金に係る事業実施報告書の提出及び確認

- (1) 融資機関は、1 の(3)の調査の結果適正と認められる場合は、速やかに県貸付金事業実施報告書（様式第 27 号）を 2 部作成し、借受者から提出のあった事業実施報告書（様式第 14 号）及び証拠書類の写しをそれぞれに添付し、地域振興局長に提出するものとする。

- (2) 地域振興局長は、(1)の報告書等の提出を受けたときは、第14の4に準じてその内容を審査・確認し、1部を知事に提出する。
- (3) 地域振興局長は、必要と認める場合は償還期間中いつでも、融資機関に対して調査を行うことができるものとする。

第26 事業計画及び貸付条件の変更等

1 事業計画の変更

借受者は、貸付決定後事業が完了するまでの間に、第15の1の(1)から(6)と同一の事業計画の変更を行おうとする場合は、規則第12条の規定により事業計画変更承認申請書(様式第15号)を作成し、融資機関の承認を受けなければならない。

2 貸付条件の変更

(1) 借受者は、償還期間中に借受者及び連帯保証人を変更する必要があるときは、貸付条件変更承認申請書(様式第16号)を作成し、融資機関の承認を受けなければならない。

(2) 借受者(借受者が死亡した場合は、その法定相続人)は、償還期間中に第15の2の(2)のアからウと同一の事項が生じたときは、速やかに融資機関に報告し指示を受けること。

3 借受者は、償還期間中において、導入した施設や機械等の保全を行わなければならないものとし、次により取り扱うものとする。

(1) 借受者は、事業を中止又は廃止若しくは本資金で改良、造成、復旧又は取得した施設等(土地を含む。)を他に譲渡、転用、交換、貸与、運営委託しようとするとき又は公用収用される場合は、融資機関に報告し、その指示を受けなければならない。

(2) 借受者は、やむを得ない理由により、償還期間中に導入した施設や機械等の改造や交換等を行い、当初の目的に沿った事業を継続しようとする場合には、あらかじめ融資機関の承認を受けなければならない。

4 融資機関は、1から3に係る承認申請又は報告を受け、変更承認又は指示を行おうとする場合は、あらかじめ知事と協議するものとする。

5 融資機関は、知事との協議結果を踏まえ、承認通知書、不承認通知書又は指示書を作成し、借受者に通知するものとする。

第27 償還の方法及び手続

1 借受者から融資機関への償還方法及び手続

(1) 償還の方法

償還の方法は、約定償還、繰上償還及び期限前償還の3種類とする。

ア 約定償還

償還方法は第16の1の(1)と同一とする。

イ 繰上償還

借受者は、自発的意志によって期限の利益を放棄し、約定償還日の到来前に貸付金の全部又は一部を償還することができる。

借受者は、繰上償還をしようとするときは、繰上償還届(様式第17号)を作成し、融資機関に提出しなければならない。

ウ 期限前償還

融資機関は、第 16 の 1 の(3) 中アからシに掲げる理由（ただし、「知事」を「融資機関」と読み替えるものとする。）のいずれかに該当する借受者に対し、一方的請求により借受者の有する期限の利益を剥奪し、約定償還日の到来前に貸付金の全部又は一部について返還を求めるものとする。

この場合、融資機関は予め知事と協議するものとする。

(2) 償還の手続

ア 約定償還については、融資機関の指示する手続により納入するものとする。

イ 繰上償還又は期限前償還については、融資機関がその都度納期限（通知後 1 か月以内とする。）を指定して請求するものとする。

なお、繰上償還額又は期限前償還額が貸付残額の一部である場合の取扱いは、第 16 の 2 の(1)のア、イと同一とする。

ウ 融資機関は、イの償還金を請求した場合は、速やかに県貸付金繰上償還届（様式第 28 号）を 2 部作成し、地域振興局長を経由して知事に提出するものとする。

(3) 償還金の支払猶予

規則第 10 条に定める償還金の支払猶予については、次によることとする。

ア 支払猶予の該当要件

支払猶予の該当要件は、第 16 の 3 の(1)と同一とする。

イ 支払猶予の申請

借受者は、支払猶予の該当要件に合致し償還金の全部又は一部について支払猶予を希望するときは、支払猶予申請書（様式第 18 号）を作成し、原則として約定償還日の 40 日前までに融資機関に提出するものとする。

ウ 支払猶予の決定等

(ア) 融資機関は、イの申請書を受理したときは、その内容を審査し、支払を猶予しようとするときは、県貸付金支払猶予申請書（様式第 29 号）を約定償還日の 35 日前までに経営普及課に到達するよう、地域振興局長に提出するものとする。

(イ) 融資機関は、知事から 2 の(3)の県貸付金支払猶予承認通知書を受理したときは、支払猶予承認通知書を作成し借受者に通知をするものとする。

なお、融資機関は、支払猶予を行わないときは、支払猶予不承認通知書を作成し借受者に通知するものとする。

(ウ) 猶予すべき理由が発生した日前に償還期日が到来した償還金で延滞中のものについては猶予しないものとする。

エ 支払猶予期間

支払猶予期間は第 16 の 3 の(4)と同一とする。

オ 支払猶予額

支払猶予額は第 16 の 3 の(5)と同一とする。

(4) 違約金

ア 融資機関は、借受者が納付期限を過ぎてもなお償還金を納付しない場合は、延滞金額につき年 12.25%の割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

イ 融資機関は、借受者が法第 12 条第 2 項で準用する法第 9 条第 1 号又は第 3 号に該当することを理由として期限前償還を請求する場合は、当該請求に係る貸付金の貸付の日から償還金の支払の日までの日数につき年 12.25%の割合で計算した違約金を併せて請求することができるものとするが、違約金請求の要否についてはあらかじめ知事と協議するものとする。

ウ 融資機関は、ア及びイに規定する違約金を徴収する場合は、その都度納期限を指定して請求するものとする。

エ 融資機関は、借受者から徴収した違約金を県に納入するものとし、その手続は次によるものとする。

ただし、法第 12 条第 2 項において準用する法第 11 条に規定する違約金において、県貸付金の償還金を支払期日に支払っている場合には、これを県に納入する必要はないものとする。

(ア) 融資機関は、違約金を請求した場合は、速やかに知事にその旨を通知するものとする。

(イ) 知事は、(ア)の通知を受けたときは、納入通知書を融資機関へ送付するものとする。

なお、納期限は、融資機関が借受者に対して通知した納期限と同一とする。

(ウ) 融資機関は、違約金を徴収した場合は、徴収した金額につき、(イ)の納期限にかかわらず、速やかに県に納付するものとする。

2 県貸付金の償還方法及び手続

(1) 償還方法

償還の方法は、約定償還、繰上償還及び期限前償還の 3 種類とする。

ア 約定償還

償還の方法は、1 の(1)のアと同一とする。

イ 繰上償還

融資機関は、1 の(1)のイによる繰上償還及び1 の(1)のウによる期限前償還を受けたときは、相当額を償還しなければならないものとする。

ウ 期限前償還

知事は、次に掲げる理由のいずれかに該当する融資機関に対し、一方的請求により融資機関の有する期限の利益を剥奪し、約定償還日の到来前に貸付金の全部又は一部について返還を求めるものとする。

(ア) 県貸付金を貸付目的以外の目的に使用したとき

(イ) 県貸付金の支払いを怠ったとき

(ウ) 県貸付金の借入後速やかに借受希望者に貸付をしないとき

(エ) 県貸付金の借入に際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、県に対し虚偽の申請又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠ったとき

(オ) 県貸付金借用証書の別記特約条項又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき

(カ) 債権保全上著しい支障があると認めたとき

(キ) 以上のほか知事が本制度の趣旨に反する事実があると認めたとき

(2) 償還の手続

ア 知事は、当該貸付金の約定償還については償還日の 20 日前までに、納入通知書及び償還金(違約金)通知書を作成して融資機関へ送付する。

イ 融資機関は、借受者から償還金を受領したときは、県貸付金の納期限にかかわらず、速や

かに繰上償還を行うものとする。

ウ 繰上償還額、期限前償還額が貸付残額の一部である場合の取扱いは、融資機関が借受者に対して行うものと同ーとする。

エ 知事は、償還が完了した融資機関に対して、県貸付金借用証書を返還する。

(3) 償還金の支払猶予

知事は、1の(3)のウの(ア)の申請書を受理した場合は、速やかに内容を審査し支払猶予をするか否かを決定し、県貸付金支払猶予承認通知書又は県貸付金支払猶予不承認通知書を地域振興局長を経由して融資機関に通知する。

なお、支払猶予期間及び支払猶予額は、融資機関が借受者に対して行うものと同ーとする。

また、融資機関は、県貸付金支払猶予承認通知を受けた場合は、県貸付金借用証書変更証書(様式第30号)を地域振興局長を経由して知事に提出するものとする。

(4) 違約金

法第12条第2項において準用する法第11条に規定する違約金について、借受者による償還金が支払期日までに行われなかった場合には、支払期日の翌日から借受者又はそれに代わる者による支払の当日までの日数を算出する日数から控除することができるものとする。

附 則

この要領は、平成15年11月21日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年5月27日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年1月31日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 12 日より施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 8 日より施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 16 日より施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 30 日より施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 26 日より施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 12 月 3 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 22 日より施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 21 日より施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 6 月 4 日より施行し、東日本大震災で被害を受けた者で、かつ、原子力災害の影響を受けている林業者等が借り入れる場合における特例措置については令和 6 年 4 月 1 日から、その他の改正部分については令和 6 年 5 月 17 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 10 日より施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 7 月 31 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 6 月 24 日より施行し、東日本大震災で被害を受けた者で、かつ、原子力災害

の影響を受けている林業者等が借り入れる場合における特例措置については令和8年4月1日から、その他の改正部分については令和8年6月19日から適用する。